

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

12

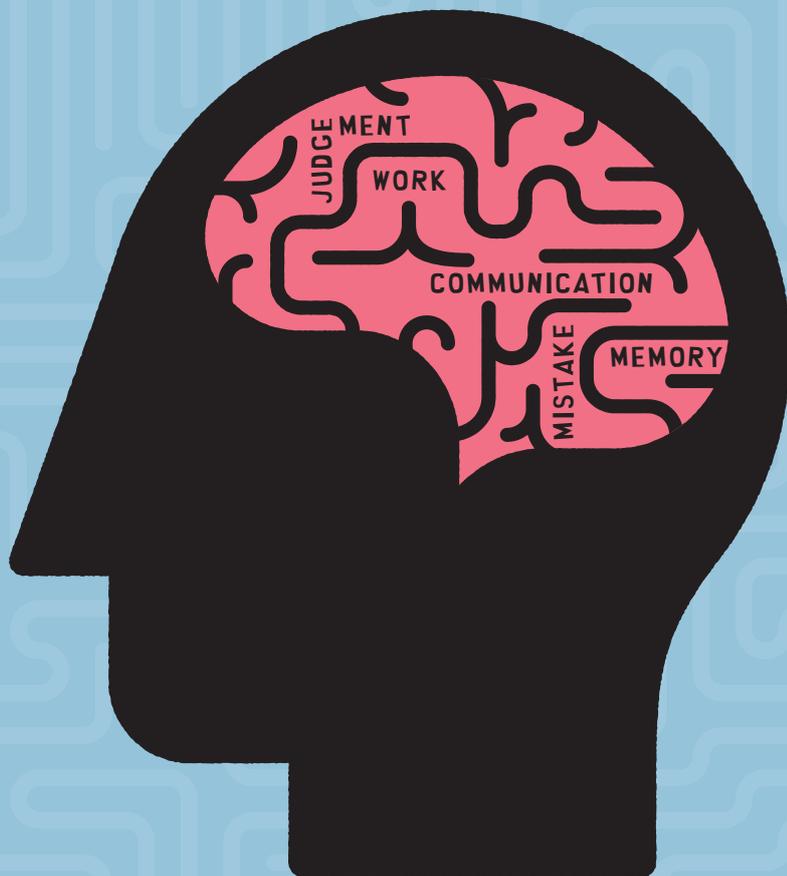
No.222 | Dec. 2019

医療ステーション

医療経営は  
「全ては患者  
から始まる」

**特集** ミスを減らして仕事の生産性を  
劇的に向上させる

## 賢い脳の使い方



〈国際税務〉日米租税条約

〈税金Q&A〉中古自動車の評価損

ビジネスマネジャー検定試験®にチャレンジ

ミスが減らして仕事の生産性を劇的に向上させる



# 賢い脳の使い方

仕事にミスはつきものです。そして、ミスが起きてしまう原因は、がんばっていないから、努力が足りないからではありません。脳自体が「ミスを起こしやすいメカニズム」になっているからです。そこで今回は、仕事のミスを ①メモリーミス ②コミュニケーションミス ③ディビジョンミスと3つに分け、それぞれを脳のメカニズムから分析し、ミスを防ぐ対策をご紹介します。ミスと向き合うことは脳と向き合うこと。脳のメカニズムを知って、仕事のミスを減らしていきましょう。



今回話を聞いたのは

宇都出雅巳さん

トレスバクト教育研究所代表。1967年生まれ。東京大学経済学部卒。出版社、コンサルティング会社勤務後、ニューヨーク大学留学(MBA)。外資系銀行を経て、2002年に独立。30年にわたり、心理学や記憶術、速読を実践研究し、脳科学、認知科学の知見も積極的に取り入れた独自のコミュニケーション法・学習法を確立。企業研修やビジネスマン向けの講座・個別指導を行う。

主な著書…「仕事のミスが絶対なくなる頭の使い方」(クロスメディア・パブリッシング)、「サクッと読めてアウトプット力を高める 集中読書術」(総合法令出版)、「頑張らずにうまくいく 自分を変える「脳」の習慣」(SBクリエイティブ)など多数。



## 01 メモリーミスを減らす!

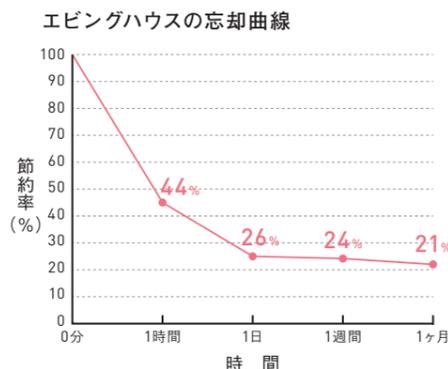
これらの原因と対策がわかります。

- ☑ ちょっとした頼まれごとをすっかり忘れる
- ☑ 書類をどこに置いたか忘れてしまう
- ☑ さっきまで覚えていた用事を忘れる
- ☑ 人の顔と名前が覚えられない

### 脳のメカニズム

#### 人は「忘れる生き物」

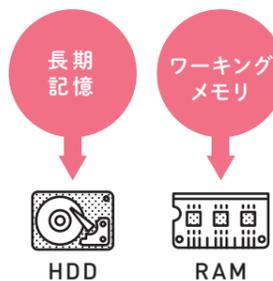
「上司の指示を忘れる」「人の名前を忘れる」といった「メモリー」に関するミスを人はよく起こします。この原因は脳が思いのほか早く、あっさり忘れてしまうことにあります。右図のグラフは記憶に関する研究の草分け的な「エビングハウスの忘却曲線」というもので、縦軸の節約率とは記憶の保持率を表しています。ここで注目していただきたいのが、覚えた直後の急速な忘却です。1時間後には44%を忘れてしまいます。つまり、前提として「人の脳は急速に物事を忘れていく」ということを「忘れないように」してください。



### ミスの原因

#### メモリーミスの主犯格は「ワーキングメモリ」

人には情報を長期的に貯蔵する「長期記憶」と、一時的に貯蔵する「ワーキングメモリ」の二つの記憶があります。覚えたことを急速に忘れてしまう原因はワーキングメモリにあります。ワーキングメモリは「すぐに」「明確に」記憶しますが、記憶容量がとても小さく、新しい情報が入ってくると同時に、古い情報ははじき出してしまうのです。しかも、ワーキングメモリの容量が増えることはありません。



### 対処法

#### ミスを減らすための3つの方法

つまり、メモリーミスを減らすためには、ワーキングメモリに対する負荷を減らすことが重要になります。ワーキングメモリのためにできる3つの方法をご紹介します。

##### ① 不要な情報を出す(脳の外で情報を管理する)

- ・メモやTo Doリストなどに書き出す
- ・書きながら考える(つまり頭の「外」で考える)

##### ② 不要な情報を入れない

- ・脳に入れるのは必要な情報に絞る
- ・集中したいときはネットやスマホから離れる

- ・机や部屋を片付ける(整理する・捨てる)
- ③使わない、使う量を減らす
- ・無意識でできるようになるまで繰り返す
- ・知識を蓄え、理解を深める  
(ワーキングメモリの情報を長期記憶へ移す)



## 02 コミュニケーションミスが減らす!

これらの原因と対策がわかります。

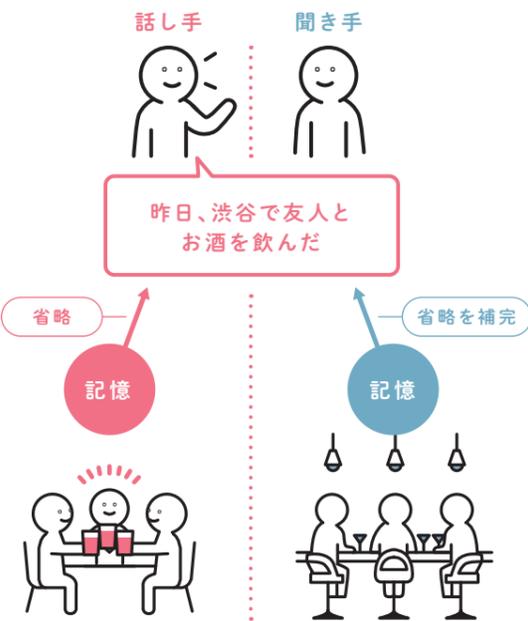
- ☑ 理解したつもりが勘違い
- ☑ 言葉の定義がズレていた
- ☑ 説明したつもりが説明不足
- ☑ 相手が気分を害してしまった

### 脳のメカニズム & ミスの原因

#### コミュニケーションはキャッチボールではない

コミュニケーションはキャッチボールだといわれますが、この言葉が誤解を生み、コミュニケーションミスを誘発する原因になっています。下図を見てください。話し手が「昨日、渋谷で友人と飲んだ」と言っています。聞き手はその話を聞いて、自分の「記憶」にある渋谷のイメージなどで自動的に情報を補足しながら

聞いていきます。話し手と聞き手とは「記憶」が違うわけですから、ギャップが生まれコミュニケーションミスが生じてしまいます。表面上の言葉に気を取られ、相手の「記憶」の中に注意が向いていません。これこそがコミュニケーションミスの原因なのです。



### 対処法1

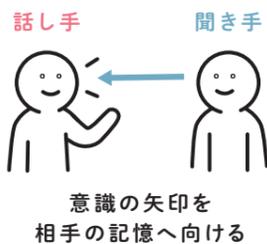
#### 「意識の矢印」がコミュニケーションミスをなくす

これを防ぐ方法は「意識の矢印」、つまりあなたの注意を相手の記憶に向けることです。「意識の矢印」を相手に向けると、相手が発した言葉の奥にあるその人の記憶に意識を向けるということ。当然ながら、そこまでは知らないわけですから、自然と質問が出てきます。そうやって相手の記憶を深く聞いていき、ズレをどんどん小さくすることで、コミュニケーションミスは少なくなっていきます。

### 対処法2

#### 「意識の矢印」を相手に向けて軌道修正する

優秀なセールスマンなどデキる人は「意識の矢印」を相手に向けてることを知らず知らずのうちにやっています。さりげない問いかけを通じて情報を引き出し、顧客が気になっている点を明確にしてから、その点を説明する。そのときも相手の反応を見ながら説明するので、納得度が高くなり、より売れるのです。もちろん、細かい質問を繰り返すと「面倒なヤツ」と思われてしまうので、知識や経験を活用し勘を働かせます。勘が当たっているのかどうか、相手に意識の矢印を向けながらチェックし、軌道修正していきましょう。



## 03 ジャッジメントミスが減らす!

これらの原因と対策がわかります。

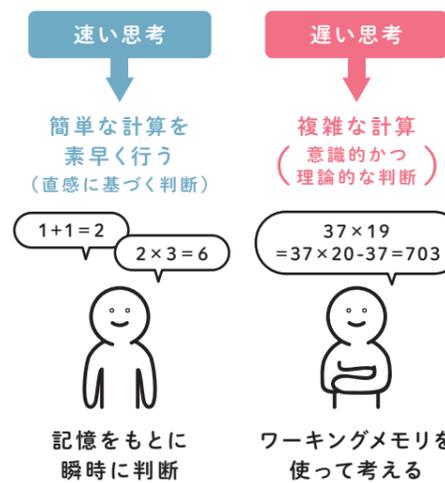
- ☑ 自己判断によるミス
- ☑ 勘で動いたことによるミス
- ☑ 情報・経験不足によるミス
- ☑ 思い込みによるミス

### 脳のメカニズム & ミスの原因

#### 脳には2種類の思考回路が存在する

仕事ではさまざまな局面で意思決定を迫られます。中には後で振り返ってみると「なぜあんな判断をしたんだろう...」と思わざるを得ないミスもあるのではないのでしょうか。その原因を探るためにはまず、脳が判断を下すときの仕組みを理解しておく必要があります。

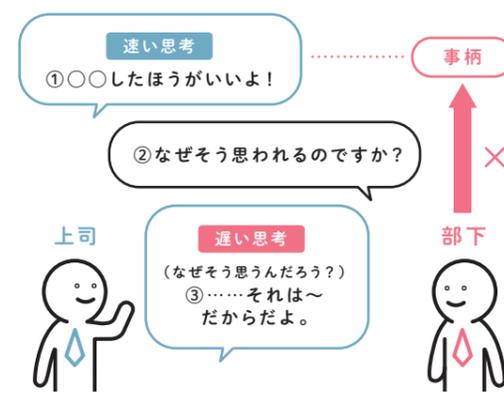
人は何かを判断するときを使う思考回路には、「速い思考」と「遅い思考」の2種類があります。「速い思考」は、簡単な計算を素早く行ったり初めて会った人を直感で「この人信頼できそう」などと判断したりします。一方「遅い思考」は、じっくりと時間をかけ意識的かつ論理的に判断を下すときに使われます。



### 対処法1

#### 「速い思考」がジャッジメントミスをもたらす

「速い思考」が頼りにするのは記憶(経験値や知識など)なので、記憶自体に偏りや誤りがあったり、情報が不足していたりすれば、間違った答えを出してしまいます。ジャッジメントミスをなくしたいなら、「速い思考」が下す判断を逐一「遅い思考」で検証することです。これからは「あっ、『速い思考』が走り始めた。ヤバイヤバイ『遅い思考』も走らせないと」というように、2つの思考の舵を上手に取り、ミスを減らしていきましょう。そのためにも「今は『速い思考』? 『遅い思考』?」と自分に問いかけることが重要です。



### 対処法2

#### ジャッジメントミスの特効薬も「意識の矢印」

また、上司などからの指示に対して起きてしまうジャッジメントミスに関しては、自分と相手とは評価基準が異なるという前提に立つことが大切です。したがって「(2) コミュニケーションミスが減らす!」で説明した「意識の矢印」を相手に向けてることが重要になります。質問をすることで相手の大切にしていることが明らかになり、ジャッジメントミスが低減します。

上仲 税理士の  
ぎもん・しつもん  
お答えします  
税金 Q&A



公益法人部  
税理士  
上仲孝明

**Q 中古自動車の評価損**

私は自動車販売会社を経営しています。顧客から中古車を下取りして、販売する自動車の代金に充てています。時価よりも高い金額で中古車を買取取ることもありますが、下取価格と時価との差額を評価損として計上することはできるのでしょうか。販売できないような中古車を下取りして、廃車処分することもあります。評価損は計上できますか。

**A 評価損を計上できる場合**

棚卸資産は、以下の事実が生じたことにより資産の時価が帳簿価額を下回ることとなった時に評価損を計上できます。

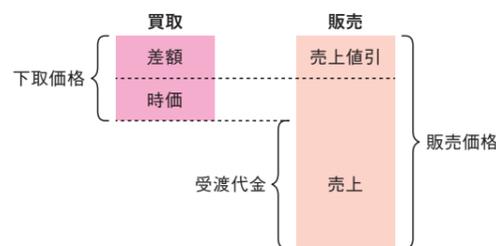
- ①災害により著しく損傷したこと。
- ②著しく陳腐化したこと。
- ③破損、型崩れ、たなごらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができないようになったこと。

**評価損の計上が認められない場合**

棚卸資産の時価が単に物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは、評価損の計上が認められません。今回の場合には、販売政策上、中古車を時価より高い金額で買取っているため、下取価格と時価との差額を評価損として計上することはできません。

**下取価格と時価との差額の取扱い**

中古車を時価より高い金額で買取るのは、自動車を購入してもらうためであり、実質的には販売する自動車の値引きであると考えられます。したがって、下取価格と時価との差額は評価損ではなく販売する自動車の売上値引として処理すべきです。廃車処分にせざるを得ない中古車については、下取価格の全額が売上値引ということになります。販売できる中古車は時価をもって棚卸資産に計上します。



税金 Q&A では皆さんの税金への疑問にお答えいたします。  
税務に関する質問を [scope@ht-tax.or.jp](mailto:scope@ht-tax.or.jp) までお寄せください。

**あなたのうっかりミス防止法は?**

疲れているときや眠たいときはうっかりミスをしがちです。集中力が落ちてきていると感じるときは、指差し確認をしてミスしないように注意しています。また、普段からモノを置く(収納する)場所を決めておくようにしています。いつもの場所がないことに気づくことで、忘れ物をしにくくなったと感じています。



## 年末調整の留意点について



菊池 典明  
さくちのりあき  
社会福祉法人部  
越谷事務所  
北千住事務所  
所長

昨年の年末調整から、配偶者控除や配偶者特別控除の仕組みが大きく変わり、適用可否や控除額を誤るケースが多く見られました。年末調整実務にあたり、昨年誤りが多かった配偶者控除と配偶者特別控除の仕組み及び誤りがあった場合の対処法について確認します。

**1 制度の概要**

昨年の年末調整から、配偶者控除と配偶者特別控除の仕組みに大きな変更がありました。配偶者控除は、適用を受ける給与所得者本人の合計所得金額が1000万円以下の場合に限定され、さらに、1000万円以下であってもA・900万円以下、B・900万円超950万円以下、C・950万円超1000万円以下の3区分に応じて、所得控除額が異なる取扱いとなりました。

また、配偶者特別控除については、給与所得者本人の合計所得金額の右記3区分に加え、配偶者の合計所得金額下記9区分の組み合わせに応じて所得控除額が異なることになり、注意が必要です。

**2 誤りがあった場合の対処法**

配偶者特別控除の計算における給与所得者本人と配偶者の合計所得金額は、給与所得者の配偶者控除等申告書提出日における見積のため、12月の残業代や賞与の支給額によっては実際の収入金額と乖離が生じる等、適用額を誤りやすい制度となっています。誤りが発見された場合には、状況に応じて速やかに修正しましょう。

① 年末調整前  
従業者に配偶者控除等申告書の訂正を求め、適正な控除額により年末調整を行います。

配偶者特別控除の控除額

	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	38万円超 85万円以下	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	2万円	1万円

**② 年末調整後**

給与所得の源泉徴収票の交付前であれば、再度年末調整または従業員本人による確定申告により源泉所得税を納付(還付)します。

また、給与所得の源泉徴収票の交付後であれば、従業員本人による確定申告により源泉所得税を納付(還付)します。

なお、上記で誤りを正すことができなかった場合には、税務署より給与等の支払者に対して、控除誤りがある旨の通知が行われ、源泉所得税の不足額の徴収や年末調整のやり直し等、非常に煩雑な作業を求められることとなります。従業者に対して、誤りがあった際の手続きについても事前にアナウンスしておくことをおすすめします。

**あなたのうっかりミス防止法は?**

GoogleカレンダーのToDoリストを利用しています。また、メールは既読にしまうと、そのまま放置してしまいかねないので、何かしらアクションが必要なのは未読のままにし、完了した時点で既読にしています。



# 医療ステーション

Vol.22

〔ヘルスケア事業部顧問 恒吉弘基〕

## 『医療経営は「全ては患者から始まる」』

やりたい医療から求められる医療に変化する地域包括ケアシステム。  
「全ては患者から始まる」について考えてみたいと思います。

### 経営サイクル

患者増により収入増となり利益が確保できます。利益が出るとハードの整備と人材確保に資金投下でき、従事者のモチベーションが上がります。当然医療の質が高くなります。医療の質が高くなると患者満足度と病院評価が上がります。結果として患者増に繋がります。このサイクルを作ることが医療経営です。患者増でキャッシュフローは強化できます。「全ては患者から始まる」です。そして、外枠にコストコントロールと地域医療連携があります。

ハードの整備は経営の一部であって大事なのはハードを活かす人材マネジメントです。ハードは銀行から借金して整備すればそれで済むことなのでから。

### 経営サイクルの実践

私のクライアントで宮城県仙台市の産婦人科のクリニックを紹介します。クリニックの一月の平均外来患者数は平成29年679人、平成30年759人、令和1年(4月～7月)799人と初診・再診とも増加しています。予約金済の分娩予約件数は令和に入り目標25件/月を凌ぎ、4月と12月は32件と最高件数を記録しました。勢いは止まらないようです。何が原因なのでしょう。

### 「全ては患者から始まる」会議

Sクリニックには私も毎月出席している会議があります。院長、看護師長、事務長、受付がメンバーです。会議名は「全ては患者から始まる」会議です。患者目線に立った発想で課題を見つけて解決してゆくという明るい雰囲気の会議です。明るい会議です。(院長の明るいお人柄が雰囲気を作っています)

メンバーの共通認識は、①いいサービスを提供すれば、患者は増える。クリニックがニーズを作り出す。②患者の要望、アンケート結果にとことん耳を傾け、患者が欲しい、あるいは満足するサービスを作ってゆく。という2点です。アグレッシブです。

### 最近の具体例

授乳、乳児の体調変化への対応など、初産の褥婦の諸々の不安を解消する助産師によるプロならではのコンサルティング。近隣の中学生に白衣を着てもらい診察、診療の現場体験の提供。待合の置物、飲み物などに変化を持たせ入来院患者の視覚と味覚を楽しませる工夫。TVのCM。差別化戦略の実践です。

最近タクシーでクリニックへと言うだけでドライバーに通じるようになりました。2年前では考えられないことでした。



### あなたのうっかりミス防止法は？

セミナーの資料や原稿を作る場合、先ず強調したいことを項目出して文章、数字でつなげてみます。翌日、批判的な第三者の目で、作ったものを見直して修正します。1日置くと批判的な第三者になれます。修正を加えて完成です。それでもうっかりミスをしてしまいます。パソコンみだりに使えないですね。ゴルフも同じなのでしょうね。同じプロが10回連続優勝できません。



国際税務

## 日米租税条約

15年ぶりの改正、署名から6年を経た発効



高橋寛孝

たかはしひろたか

法人国際部

2013年に改正案が日米両政府によって署名され、米議会上院の承認を待つこと早6年、今年8月によりやく発効されることとなりました。

- 1 投資所得に対する源泉地国免税の拡大  
(ア) 配当  
現行条約では持株割合50%超の株主が12ヶ月以上保有している場合に限り、源泉地国免税の対象となっておりません。今回の改正で緩和され、50%以上6ヶ月以上に短縮されます。
- (イ) 利息  
非居住者が受領する金融機関等以外からの受取利息は、原則10%の源泉徴収が課せられておりましたが、本改正により金融機関等以外からの利息も免税となります。これにより日本本社は米国子会社への貸付金から発生する利息を満額受け取ることができます。尚、利益連動型の利息については適用外で、源泉地国にて10%を限度として課税されます。
- 2 米国不動産権益  
日本本社が、米国不動産を所持している米国子会社の株を譲渡する場合、米国不動産保有法人と見做されて、米国にも課税権がありました。が、改正により米国不動産保有法人の判定が譲渡時から過去5年にまで拡大しました。これにより過去5年間遡り、米国不動産保有法人が判定する必要があります。尚、譲渡前に不動産を課税取引で処分している場合は該当しません。
- 3 その他  
(ア) 相互協議  
新たに設けられた相互協議によって、日米租

適用開示時期	
源泉徴収	2019/11/1以降の支払
相互協議、情報交換、徴収共助	2019/8/30
その他の租税	2020/1/1以降に開始する各課税年度

- 4 租税条約に関する届出書の提出  
源泉徴収の軽減、又は免除を受けようとする場合、届出書の提出が必要になります。米国では Form W-8 BEN という証明書を源泉徴収義務者に提出します。その際、米国納税者番号の取得が必須となる場合がありますので、予め顧問税理士にご相談ください。
  - (イ) 徴収共助  
租税債権の徴収に関わる相互支援の対象が条約の濫用者に加えて、未申告者や滞納者も含まれることになりました。米国不動産を所持しているが、米国に申告していない日本居住者も対象になります。
- 税条約の規定に適合しない課税を両国から受けた際に、居住国の当局に対して申立をし、両当局がその事案を2年以内に解決、合意できない場合において、申立者からの要請に基づき、仲裁を通じて解決するようになります。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。TEL:03-5323-3537 mail:tp@ht-tax.or.jp

### あなたのうっかりミス防止法は？

Eメールのうっかりミスは誰でも経験したことがあると思います。多くの場合、送信ボタンを押した直後に気がつきます。実は送信取り消しという設定があり、送信ボタンを押した後も、設定した時間の間は取り消すことができます。パソコンの機能をキチンと把握し、活用することがうっかりミスの防止に役立ちます。



# 買収監査(DD)は M&A において必須です!

## シリーズ第11回「環境DDとは？」

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 執行役員 折茂雄一郎

買収監査(DD)のうち環境デューデリジェンス(以下環境DD)に関する事項について、わかりやすく解説するシリーズ第11回では、対象会社や対象事業のM&A取引に影響を与える環境調査するポイントをご紹介します。一連のDD業務のご紹介も今回で最終回となります。

### 1.環境DDの目的とは?

環境DDは、M&A取引において、不動産の環境リスクを把握・評価するために行われます。そこで発見された重要な環境問題に関する事項は、買収価格にも反映することが検討されます。

その作業は、主に製造業ですと工場といった製造現場で行われることが多く、最近ですと労働安全問題等に関しても調査されるようになってきました。

M&Aで評価すべき環境リスクに関しては、コンプライアンス、レピュテーション、瑕疵、人体への影響、不動産価値への影響といった項目に焦点を当てますが(表1)、特に、土壌地下水汚染、大量の有害物質(例:ポリ塩化ビフェニル(PCB)、アスベスト)や廃棄物の不適切な管理や必要とされる許認可手続きの不備、排水や排ガス等の規制値超過は、生産施設の操業停止につながる可能性があることから、重要な評価ポイントの典型例として挙げられます。

### 2.環境DDの調査・検討項目とは?

この環境DDにおける調査・検討項目について、主なものは以下(表2)のとおりです。

これらの重要ポイントを念頭に置き、1~2日程度現地を訪問して、環境や生産管理責任者へのインタビューや既存資料(許認可契約書類や図面等)の確認を行い、客観的な情報を収集していきます。

ここで、例えば、重要な土壌・地下水汚染の疑いがあれば、疑わしい箇所や敷地境界付近を対象に土壌や地下水のサンプリング、そして分析作業を行うこととなります。

これらのDD作業は、特に土業の専門家というよりは、買収先の環境管理部署の担当者が行うことが多いです。

### 3.環境DDと他のDDとの連携

この環境DDを行った結果、多額の出費リスクが確認されたような場合、①当該費用を評価・試算したうえで買収価格に反映させる ②契約書においてリスク回避条項を盛り込む ③保険によるリスクヘッジを検討する ④そもそも当該ディールを取り止める といった対策が考えられます。

特に、アスベスト材の除去費用やPCB廃棄物の処理費用が合理的に見積もることができるような場合、「資産除去債務」として、その額を計

算する必要が出てきます(資産除去債務に関する会計基準)。ここで計算された金額は、財務DDにおける実態純資産の計算上減額の方向で反映されることになります。

以上、昨今では、今まで以上に環境への注目度も増しており、環境DDの件数も増加していると思われる、「セクシー」なディール遂行のためにもその重要性は増しているのではないかと考えられます。

表1 環境リスクのイメージ(出所:KPMG)

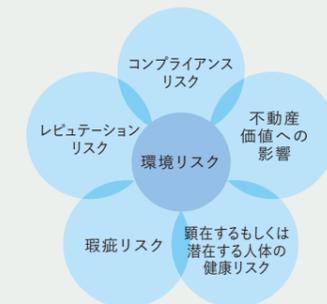
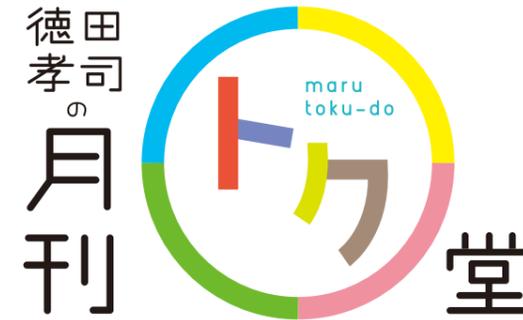


表2 環境DDの主なポイント

No.	主な調査・検討項目
①	工場等における土壌・地下水汚染の状況
②	製品に関わる有害物及び廃棄物の管理状況
③	排ガス及び排水の管理状況(環境許認可、届出の状況)
④	アスベスト/PCBの状況
⑤	騒音・振動・悪臭による近隣クレームの状況
⑥	労働安全衛生関連
⑦	温暖化ガス・オゾン層破壊物質の状況
⑧	化学物質の状況(鉛やクロム等)

### あなたのうっかりミス防止法は?

正直、自身は注意力欠陥障害者とは思わず、防止は神頼みです。コンタクトを片目に2枚入れる、朝出勤時にスーツにサンダルで出ていく、コンビニでお会計後買ったものを放置して出ていく、メガネをかけながらメガネを探す(波平以下)、隠ばけて便器を洗濯機と間違えて服を入れる、エレベーターのドアに髪の毛が挟まれ動けなくなる(髪の毛を死守)等色々あり、最終的にあきらめました。



Vol.38

THEME

## 相続分譲渡で

## 遺産分割協議から「解放」

～相続分譲渡が利用されるケース～

### 1.相続分譲渡とは

相続分譲渡とは、自分の相続権(地位)を他の相続人又は第三者に売却するものです。面識がない相続人がいる場合などで、分割協議が長引いたり、分割協議がうまく進まない時に、自分の相続分を売却して分割協議から外れることができるものです。

### 2.相続分譲渡による税金

自分が有する相続分の売却により、取得者から金銭を受け取るようになりますが、一連の行為は相続に伴うことですので、受け取る代金は相続税の対象となります。一方、相続分を取得する側は、その分を相続財産から差し引くことになります。

### 3.利用されるケース

相続分譲渡が利用されるケースで多いのは、相続人との面識がない場合や分割協議に関わりたくない、或いは分割協議に関わらせたくないような相続人間の事情がある場合です。

たとえば、相続人が、被相続人の配偶者と子供、

そして先妻の子供というような場合に、先妻の子供とそれ以外の相続人の接点がほとんどなく、連絡すらままならないようなケースがあります。

当然ですが、分割協議となれば、相続人全員が協議の上、協議書に実印をいただく必要があります。しかし、相続分譲渡の場合は、譲渡する側と譲渡を受ける側だけで、協議を進めることができ、他の相続人の承諾も不要です。結果として、譲渡する側は早く「分割」を終わらせることができ、譲渡を受ける側も、残った相続人間だけで協議を進めることができます。

### 4.「争族」になれば同じ

相続分譲渡は、遺産分割協議を進めやすくする手法のひとつですが、財産争い自体を防ぐものではありません。相続分の譲渡金額をいくりにするかは、まさに分割協議ですので、納得いかなければ、相続分譲渡といえども、まさに「争族」となります。

### 相続分譲渡とは

1. 自分の相続分(相続人の権利)を他の人に売却できます
2. 売却代金は、相続財産として相続税の対象です
3. 売却により、遺産分割協議に参加する必要はありません
4. 売却までの期限はありません
5. 他の相続人の承諾は不要です

### あなたのうっかりミス防止法は?

昔よくやったのが、うっかり家の鍵をもたないまま出たことです。自分の帰宅もそんなに早い時間ではないのですが、奥さんがもっと遅くなる日が重なるのが悲惨です。家にいないとなると、すぐ連絡がつけばいいのですが、中々連絡がつかないと、しばらくマンションの前で待ったり、近くの駅まで戻ったりと時間をつぶすのが大変でした。なので、今は必ず鍵をいれるポケットのあるカバンを買って、外出するときは必ず確認するようにしています。

ぶらぶら徳田理事長と行く



スカイダイビングに興味を持って法人国際部統括部長の酒井啓二さん。日本に1ヶ所だけ室内型のスカイダイビング体験ができる施設があると聞いて、理事長を誘って行ってみることに。二人は無事に、飛ぶことはできたのでしょうか!?

## まずはレクチャー

着替えが済んだら、ビデオを見ながら基本的なレクチャーを受けます。

ちゃんと見ておかないと。



#044

## 噂の最新アクティビティ インドア・ スカイダイビング体験の巻

ぶらトク  
Facebookは  
こちら



取材協力:株式会社FlyStation Japan

◎埼玉県越谷市レイクタウン6丁目19-3

◎<https://flystation.jp/>

〈お問合せ〉

◎電話:048-940-5010

◎営業時間:10:00~19:00



インストラクターの  
清水口瞭さん。

さあ  
準備は万端!



準備OK!

あとは飛ぶだけ!

飛ぶときの姿勢などを  
清水口さんが説明します。

## スカイダイビングを可能にするウインドトンネル

ウインドトンネルとは、強力な気流により浮遊体験を可能にする装置のことです。ウインドトンネルに送り込まれる風は、4基のモーターによって作り出されます。風の強さは最高時速360km。「猛烈な台風」と表現される風が時速約190kmであることを考えると、この装置のパワーが規格外であることが想像できます。風の強弱は、飛ぶ人の体格やスキルに合わせ、コンピューターで細かくコントロール。万が一、停電などが発生した場合でも、エンジン部のモーターは急に止まることなく、風を徐々に弱めていく安全装置を備えています。



下から吹き上げる強い風で体が浮かびます。清水口さんに体をコントロールいただきながらのスカイダイビング。しばらくすると、慣れてきて空中で静止できるようになります。二人ともキレイな姿勢ですね。

理事長は笑顔で  
飛んでいます!



オー!  
飛んでいる!

# Let's Fly!

浮遊する感覚は  
なかなか快感!



酒井さんは余裕の  
ダブルピース!

見事「フライト証明書」  
をゲット!  
お疲れさまでした。



とても楽しかったです!  
またやりたいですね。  
「次はいつ?」って  
感じですよ(笑)。

TODAYS PARTNER



〈今回のパートナー〉

法人国際部 統括部長  
酒井 啓二さん

インバウンドの外資系のお客様のサポートや海外で活躍する日本企業の国際税務のお手伝いをしています。海外でのビジネスをお考えの方、お気軽にご相談ください。

「あなたのうっかりミス防止法は?」

歳を取るにつれて、モノ忘れが多くなってきました。「自分だけ」と思っていたが、そういうわけにはいかないよう、最近は極力メモを取るよう心掛けています。普段はスーツのポケットに入るKOKUYOの「Campus5号」を使用していますが、編集が楽なこともあり、PCでメモを取ることも増えました。お客様の状況に応じて使い分けています。

やり切った感があります。  
下から風を受けるという  
感覚が新鮮でした。  
気持ちよかったです。

今月の  
ぶらトク  
ポイント



目指せ！  
スーパー  
ビジネス  
パーソン

# ビジネスマネジャー 検定試験®にチャレンジ!



ビジネスマネジャー検定試験®とは、東京商工会議所及び各地商工会議所が主催で行っている「管理職」の地力を養う全国規模の検定試験です。過去に出題された問題にチャレンジしてみてください!

## 問題

企業を取り巻く環境には、事業の継続を阻害する要因となるリスクが数多く存在する。新型インフルエンザ等の感染症の流行もそうしたリスクの1つである。マネジャーは、これらのリスクが顕在化した際に、企業を存続させるために不可欠な事業を継続させるための活動に尽力することが求められる。次のア～キの記述のうち、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(厚生労働省)の「新型インフルエンザに備えた事業継続の検討」において挙げられている、「業務を継続する際の感染防止策の例」に照らし、その内容が適切なものの個数を①～⑧の中から1つだけ選びなさい。

- ア 不要不急の業務や感染リスクが高い業務の一時停止
- イ 発熱している従業員や訪問者を、当人の意思に関わらず、回復するまで職場内の所定のスペースに収容し留め置く
- ウ 在宅勤務の実施(在宅勤務実施のための就業規則等の見直し、通信機器等の整備を行う)
- エ 出張や会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する)
- オ 従業員や訪問者が職場に入る前に、マネジャー自ら問診、検温および診察を行い、インフルエンザに感染しているか否かを判断する
- カ マスクの着用、手洗いの励行、職場の清掃・消毒
- キ 職場内に同時にいる従業員を減らす(フレックスタイム制など)

- ① 0個    ② 1個    ③ 2個    ④ 3個    ⑤ 4個    ⑥ 5個    ⑦ 6個    ⑧ 7個

第7回(2018年度)の問題から出題

## 解答

ア・ウ・エ・カ・キが適切である。

イについて、人を、その意思にかかわらず一定の場所に収容し留め置くことは、監禁罪に該当し得る。

オについて、一般に、医療の知識を有しないマネジャー自ら問診、検温、診察を行いインフルエンザに感染しているか否かを判断することはできない。

正解: ⑥

他の問題にも  
チャレンジしてみよう!

ビジネスマネジャー検定試験®  
公式問題集<2019年版>

東京商工会議所(編集)/中央経済社

唯一の公式問題集。  
第6～8回の過去問題に  
加え、出題傾向を踏まえた  
分野別の模擬問題を収録。



辻・本郷 税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階  
TEL 03-5323-3301(代表) FAX 03-5323-3302

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0035 東京都足立区千住中居町28-5 SN千住ビル2階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-10 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
鹿児島西事務所	〒890-0014 鹿児島県鹿児島市草牟田1-12-5 丸田ビル1階 TEL.099-222-3501 FAX.099-222-4096
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

# シニア世代の雇用

60歳以上の社員の在職中にはどんな手続きが必要なの？

再雇用の場合の年金は？

退職金は？

社会保険の手続きはどうすればいいの？

手続きや税金など、準備はできていますか？

どんな助成金があるの？

好評発売中！



著者：社会保険労務士法人CSHR  
CSアカウンティング株式会社  
発行：税務経理協会  
価格：2,800円＋税

必要な知識や留意点、そして複雑な手続きなどを分かりやすく解説

## 「60歳以上の社員を雇用する手続きと税金」

少子高齢化社会が深刻となる中、注目の集まる60歳以上のシニア世代の雇用。経験・知識が豊富なこの世代を、いかに活かすことができるかが企業の今後を決めるともわれています。そこで、60歳以上の社員を雇用する際に必要となる知識や複雑な手続きなどを、分かりやすく一冊の書籍にまとめました。ぜひ、お役立てください。これからシニア世代になるビジネスパーソンにも有用な一冊です。

CSアカウンティング株式会社…経理・人事業務などのアウトソーシングを主な事業として展開しています。約200名の公認会計士・税理士・社会保険労務士のプロフェッショナル・スタッフが対応。幅広い領域をカバーしており、経理・人事でのサービスをワンストップでご提供します。

お求めは、税務経理協会 <http://www.zeikei.co.jp/> まで

CSアカウンティング株式会社

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL. 03-5908-3421  
<https://www.cs-acctg.com/>